

第8章

公害苦情处理

第8章 公害苦情処理

1 公害苦情と対応

公害苦情とは、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などをはじめとする典型7公害に関する苦情のことです。発生する代表的な場所としては工場や事業場などがあげられますが、近年では、都市化に伴う人口の密集により、生活に密着した苦情が増える傾向にあります。

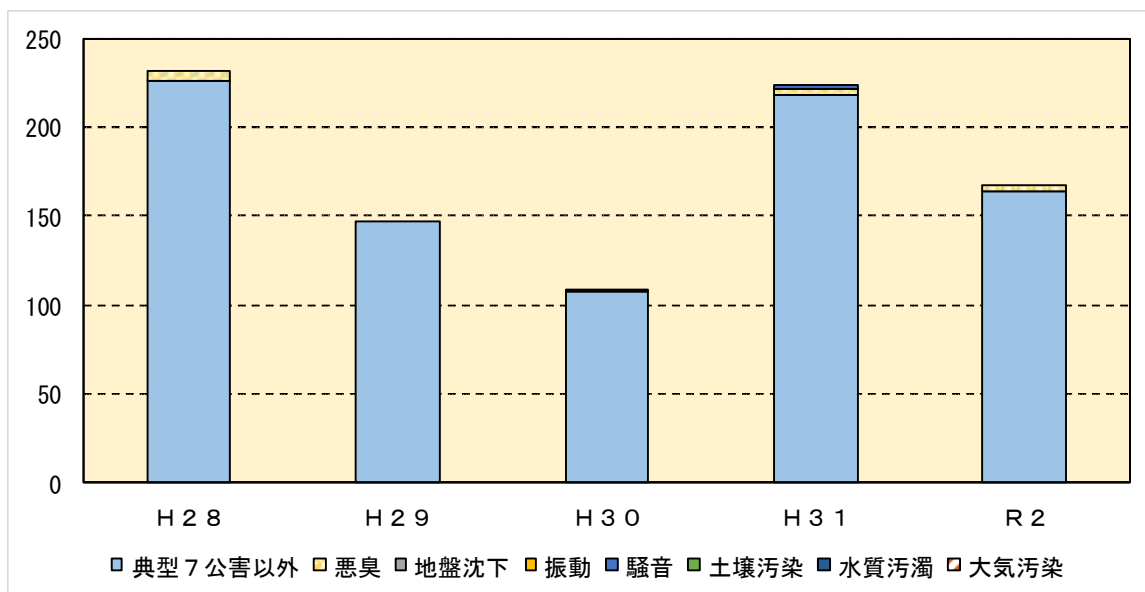
全国的にみると、大気汚染に関する苦情が最も多く、次いで騒音、悪臭となっています。本市の場合、廃棄物の不法投棄、空地に茂った雑草、空家の適正管理などについての苦情（典型7公害以外）が大部分を占めています。

苦情者にとっては、苦情原因を1日も早く解決したいと願っているはずですが。このため、苦情を受け付けた際は、直ちに現地調査及び事情聴取などを行い、原因者に対し適切に助言や指導をするよう務めています。

表8-1 公害苦情受付状況

年度 苦情内容	H28	H29	H30	H31	R2
大気汚染	—	—	—	—	—
水質汚濁	—	—	—	—	—
土壌汚染	—	—	—	—	—
騒音	—	—	1	3	—
振動	—	—	—	—	—
地盤沈下	—	—	—	—	—
悪臭	5	—	—	3	3
典型7公害以外	226	147	108	218	164
合計	231	147	109	224	167

図8-1 公害受付状況



2 苦情対応の注意点

苦情の原因には、商売敵などの利害関係やご近所トラブルなどが潜在していることが少なくありません。このため、苦情の本質を見極めることも非常に重要となります。

また、このような問題から生じている苦情については、行政からの指導よりも、双方の話し合い、和解により解決することが望ましい場合もあります。

3 公害紛争処理制度

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度があります。行政機関による公害紛争処理機関として、国には公害等調整委員会、県には千葉県公害審査会が設置されています。

